変更した事項
灯　　質　単せん白光　毎三秒に一せん光
光　　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　　さ　地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで一〇四メートル
変更年月日　平成二十九年三月十四日

名　　称　平戸大橋橋梁灯（C一灯）
位　　置
所在地　長崎県平戸市（平戸大橋中央）
北　　緯　三三―二一―二四
東　　経　一二九―三四―二一
変更した事項　一時高さ変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十九年三月十四日

名　　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）
位　　置
所在地　沖縄県石垣港（サザンゲートブリッジ左側端）
北　　緯　二四―一九―五七
東　　経　一二四―〇九―三四
変更した事項　一時高さ変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十九年三月十四日

名　　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）
位　　置
所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約四一メートル
北　　緯　二四―一九―五八
東　　経　一二四―〇九―三四
変更した事項　一時高さ変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十九年三月十四日

名　　称　御前崎港防波堤B灯台
位　　置
所在地　静岡県御前崎港（防波堤B北西端）
北　　緯　三四―三七―一七
東　　経　一三八―一三―三三
変更した事項　名称
名　　称　御前崎港防波堤東灯台
位　　置
所在地　静岡県御前崎港（防波堤東外端）
北　　緯　三四―三八―一一
東　　経　一三八―一四―〇二
灯　　質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
高　　さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十九年三月十七日

名　　称　郡中港西防波堤灯台
位　　置
所在地　愛媛県郡中港（西防波堤外端）
北　　緯　三三―四五―三七
東　　経　一三二―四一―三六
変更した事項　位置
所在地　愛媛県郡中港（西防波堤外端）
北　　緯　三三―四五―三七
東　　経　一三二―四一―三八
記事　補正

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字前山五四二一番一地内	前	一〇・八〇～一〇・八〇メートル	一〇・〇〇一キロメートル
	後	一〇・四一～一〇・八〇メートル	〇・〇〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十二号　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五五三三番一から同町鰍沢字前山五四二一番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十九年四月五日

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川口市大字道合字壱貫目四八六番三地先から同市大字道合字久保前一三五九番四まで	前	六二・四三～八二・四六メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	六二・四三～八〇・九五メートル	〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　十五号	東京都港区東新橋一丁目五番二〇一から同区東新橋二丁目一番二まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月六日

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

中国地方整備局長　丸山　隆英